

株主各位

令和7年6月11日

大阪市淀川区西中島三丁目9番15号
大鉄工業株式会社
代表取締役社長 半田 真一

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、令和7年6月25日（水曜日）午後5時15分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区西中島三丁目9番15号 当社2階会議室
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第84期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第84期計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

<株主提案（第5号議案から第10号議案まで）>

- | | |
|--------|----------|
| 第5号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第6号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第7号議案 | 特別配当実施の件 |
| 第8号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第9号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第10号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

◆

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎総会当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては法令および定款第13条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daitetsu.co.jp/company/stockholder.html>）に掲載させていただきます。なお会計監査人および監査役が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記当社ウェブサイトに掲載している事項となります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（同上）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

- (1) 建設工事及び軌道工事に附帯関連する事業として、これまで取り扱ってきた内容を明文化することにより、当社の事業範囲を明確化し、業務運営の一層の円滑化を図ることを目的とするものであります。（変更案第2条第1項～第3項）
- (2) 砕石事業を現在行っておらず、今後も実施の予定がないため、削除するものであります。（現行定款第2条第2項）
- (3) これまで工事用機械・器具の改良を行ってきましたが、今後の事業展開を見据え、事業目的に「開発」および「販売」を追加するものであります。（変更案第2条第5項）
- (4) 適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第28条及び第38条の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては各監査役の同意を得ております。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 同左
<u>1. 建設工事及び軌道工事の請負並びに測量、設計及び監督の請負</u>	<u>1. 軌道、土木、建築等建設工事の請負</u>
	<u>2. 軌道、土木、建築等建設工事の企画、設計、測量、監理及びコンサルティング</u>
	<u>3. 軌道、土木、建築等の構造物の調査、検査及び維持管理</u>
<u>2. 砕石の採取及び販売</u>	(削除)
<u>3. 各種工事材料の供給及び運搬</u>	<u>4. 各種工事材料の供給及び運搬</u>
<u>4. 工事用機械・器具の賃貸借</u>	<u>5. 工事用機械・器具の開発、販売及び賃貸借</u>
<u>5. 不動産の売買、貸借及び仲介並びに管理</u>	<u>6. 不動産の売買、貸借及び仲介並びに管理</u>
<u>6. 前各号に附帯関連する事業</u>	<u>7. 前各号に附帯関連する事業</u>

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (新設) 第5章 監査役及び監査役会 第28条 ～ 第36条 (条文省略) (新設) 第37条 ～ 第41条 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 <u>(取締役との間の責任限定契約)</u> <u>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> 第5章 監査役及び監査役会 第29条 ～ 第37条 (現行どおり) <u>(監査役との間の責任限定契約)</u> <u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> 第39条 ～ 第43条 (現行どおり)

第2号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分に関しましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 剰余金の配当に関する事項

安定した配当を継続するとともに、今後の経営環境を勘案し内部留保の充実を図るため、以下のとおり剰余金の配当をさせていただきたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき6円 総額56,409,156円

③剰余金の配当が効力を生じる日

令和7年6月27日

2. 社屋増築積立金に関する事項

社屋増築に関する具体的な計画がなく、柔軟な資金運用を可能とするため社屋増築積立金を取崩し繰越利益剰余金へ振替えさせていただきたいと存じます。

①増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 250,000,000円

②減少する剰余金の項目およびその額

社屋増築積立金 250,000,000円

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役 荻野浩平、川井正、二ノ宮正樹、西井学、城田和正の各氏は、本總會終結の時をもって辞任されますので、その補欠として取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なか まさひこ 仲 雅彦 昭和35年6月20日生	昭和60年4月 株式会社京都銀行入行 平成24年6月 同行取締役公務部長 平成25年6月 同行取締役審査部長 平成26年4月 同行取締役融資審査部長兼融資審査部融資戦略室長 平成26年6月 同行取締役融資審査部長 平成27年6月 同行常務取締役 平成29年6月 同行専務取締役 令和元年6月 同行常任監査役 令和5年6月 株式会社京都総合経済研究所（現 株式会社京都総研コンサルティング）代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社京都総研コンサルティング代表取締役社長	0株
2	えぞえ さとる 江副 哲 昭和47年12月9日生	平成9年4月 株式会社鴻池組入社 平成23年12月 弁護士登録 弁護士法人匠総合法律事務所入所 同大阪事務所代表弁護士 令和2年4月 弁護士法人One Asia参画（大阪オフィス開設） 同社員弁護士 同大阪オフィス（現 One Asia法律事務所大阪オフィス）代表 弁護士 現在に至る （重要な兼職の状況） 弁護士法人One Asia社員弁護士（One Asia法律事務所大阪オフィス代表弁護士）	0株

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	むらた いちろう 村田 一郎 昭和40年8月28日生	平成元年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成21年6月 同社新幹線管理本部施設課長 平成23年6月 同社鉄道本部施設部担当部長 平成25年6月 同社構造技術室担当室長 平成26年6月 同社鉄道本部施設部企画課勤務（株式会社レールテック出向） 平成30年6月 同社構造技術室長 令和2年6月 同社技術理事鉄道本部構造技術室長 令和5年6月 同社理事山陽新幹線統括本部長 現在に至る	0株
4	はしはら まさとし 橋原 正年 昭和46年6月11日生	平成6年4月 当社入社 令和元年6月 当社北陸支店総務部長 令和4年6月 当社人事部長兼技術研修センター長 令和6年6月 当社コーポレート統括本部人事部長 現在に至る	0株
5	いとう ひろあき 伊藤 宏明 昭和42年11月15日生	平成3年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成25年6月 同社鉄道本部安全推進部安全企画課長 平成28年6月 同社鉄道本部安全推進部次長 平成30年6月 同社近畿統括本部次長 令和4年6月 同社監査部長 現在に至る （重要な兼職の状況） 西日本旅客鉄道株式会社監査部長	0株

- （注）
- 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 仲雅彦氏は略歴に記載のとおり、金融機関における長年の企業金融全般に関する豊富な経験や企業経営者としての高い見識を有しており、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと考え、社外取締役候補者とするものであります。
 - 仲雅彦氏は令和7年6月27日付で株式会社京都総研コンサルティング代表取締役社長を退任予定であります。
 - 江副哲氏は略歴に記載のとおり、建設業界に精通した弁護士として豊富な経験・知識に加え、弁護士法人の代表社員として高い見識を有しており、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと考え、社外取締役候補者とするものであります。
 - 伊藤宏明氏は令和7年6月18日付で、西日本旅客鉄道株式会社理事鉄道本部施設部長、鉄道本部構造技術室長に就任される予定であり、就任された場合は重要な兼職事項に該当します。
 - 仲雅彦氏、江副哲氏、伊藤宏明氏の選任が承認可決された場合、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として同氏らとの間で会社法第427条第1項に規定する同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役会決議後に締結する予定であります。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、令和7年度中に更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務につき行った行為に起因して株主代表訴訟および第三者訴訟による損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合は当該保険契約の被保険者に含まれます。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 野中雅志、早川泰正の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	おおの ひでとし 大野 秀敏 昭和37年9月26日	昭和62年4月 運輸省入省 平成19年7月 内閣府沖縄総合事務局運輸部長 平成21年7月 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業管理部長 平成22年4月 同法人経理資金部長 平成27年4月 国土交通省北陸信越運輸局次長 平成29年4月 同省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 令和元年11月 INFLUX株式会社執行役員 令和6年6月 株式会社JR西日本コミュニケーションズ常勤監査役 現在に至る	0株
2	とうね けいじ 藤根 敬司 昭和39年6月9日生	平成元年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成22年6月 同社金沢支社次長 平成24年7月 同社新幹線管理本部博多総合車両所長 平成26年6月 同社車両部次長 平成28年6月 同社社員研修センター副所長 令和元年6月 同社鉄道本部車両部勤務（近畿車輛株式会社出向） 令和5年7月 同社鉄道本部車両部勤務（関西工機整備株式会社出向） 現在に至る	0株

- (注)
1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 大野秀敏氏は、略歴に記載のとおり、行政に係る豊富な経験・知識を有し、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと考え、社外監査役候補者とするものであります。
 3. 大野秀敏氏は、当社の特定関係事業者の常勤監査役であり、また過去2年間に特定関係事業者から報酬を受け取っております。
 4. 大野秀敏氏、藤根敬司氏の選任が承認可決された場合、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として同氏らとの間で会社法第427条第1項に規定する同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役会決議後に締結する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、令和7年度中に更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務につき行った行為に起因して株主代表訴訟および第三者訴訟により損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合は当該保険契約の被保険者に含まれます。

<株主提案（第5号議案から第10号議案まで）>

第5号議案から第10号議案は、株主提案によるものです。

以下、株主様からご提案いただいた議案の要領および理由を原文のまま記載しております。

第5号議案 定款一部変更の件（配当政策）

◇議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する

「当社は純資産配当率（DOE）2.5%以上を基準として、毎期の配当を行う」

◇提案の理由

当社は、鉄道関連という、公共性の高い事業という性格上、長期にわたり安定した収益基盤を確保していくことが重要であり、その礎となる厚い自己資本が必要となります。そのため、その自己資本（純資産）を基準として、自己資本の充実度を勘案しながら配当金を決定することが合理的と考え、本提案をさせて頂きました。

当社は純資産配当率（DOE）は、当社のWEBページ上で每期開示している数値であり、DOE2.5%以上は、日本の全上場企業の平均的な水準ですので、妥当性の高い配当政策の内容と考えています。

なお、当社の株価純資産倍率（PER）は、0.1倍（自社株買価格）を大きく下回っており、著名な投資家であるウォーレン・バフェットは、1984年の株主へのレターにおいて当社のような低PBRの会社が、配当率を低く抑え、利益を内部に留保する行為を「金を鉛に変えてしまう」状況と表現しています。すなわち、会社が再投資に備えて百円を内部留保しても、株主は十円に満たない評価しないからです。このような「金を鉛に変えてしまう」当社の状況は、是非、この機会に改善して頂きたいと思えます。

○取締役会の意見

当社としては、今後の経営環境を勘案しながら、安定配当の継続を重視し株主様への利益還元に努めることを配当政策の基本方針としておりますが、剰余金の配当を含めた具体的な剰余金の処分の内容は、上記配当政策を基本としながらも、各事業年度の業績を基にした適時の経営判断とならざるを得ないため、本議案のように配当の基準を予め定款に定めておくべきものではないと考えております。

したがいまして、取締役会としては、本議案に反対します。

第6号議案 定款一部変更の件（株主コミュニティ参加）

◇議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する

「当社は2027年9月末までに株主コミュニティを結成する」

◇提案の理由

株主コミュニティ結成（後に東京証券取引所に上場）は、当社の信用力や知名度が大きく向上し「100年企業」への確固たる足場を築くことが期待できます。当社の設立85周年を迎える2028年を飛躍の年とするために、2028年までに株主コミュニティへの参加（諸問題のある、みずほ証券を幹事証券としても除く）できれば東京証券取引所に上場を提案いたします。

現状の非上場・未公開ままでは取引は不可能。当然のことながら証券会社の取り扱いもありません。非上場・未公開という点は、株式価値を会社操縦で不当に低く抑えることが可能であり、個人の株主を軽視する当社の姿勢が端的に表れている。是非、この機会に改善に努めて頂きたいと思います。非上場企業は株価操縦が容易で、地方の某放送局は一株純資産5,161円以上・同利益（過去5年平均）140円以上（各当社旧額面換算）にもかかわらず「相場観」の一言でたったの60円という詐欺事件レベルの価格を実現しています。

○取締役会の意見

当社としては、株主コミュニティ制度への参加の可否を含めた資本施策に関する事柄は、適時の経営判断事項であって、予め定款で規定しておくべき性質のものではないと考えております。よって、本議案のような規定を定款に定める必要はないと考えております。

したがって、取締役会としては、本議案に反対します。

第7号議案 特別配当実施の件

◇議案の要領

2025年9月末日の株主に対し、1株4,444円44銭の特別配当を実施する。

但し、自己株には配当しない

◇提案の理由

当社は長年にわたって、配当性向が平均して5%にも満たず株主還元がほとんどされていない資本主義の原則に立ち返り、過去に株主還元されていない分を今回まとめて配当する。この提案は2018～2021年と同一内容であります。

○取締役会の意見

当社としては、今後の経営環境を勘案し、経営基盤の確保などを目的とするとともに、安定配当の継続を重視し株主様への利益還元に努めることを配当政策の基本方針としております。

したがって、取締役会としては、本議案に反対します。

第8号議案 定款一部変更の件(完全子会社化による株式交換・自社株買・MB0・単元株制度採用時の評価を修正純資産方式にする)

◇議案の要領

以下の条文を定款に加える

「西日本旅客鉄道株式会社による完全子会社化による株式交換・自社株買・MB0・単元株制度採用時の評価を修正純資産方式とする」

◇提案の理由

評価を修正純資産方式にすれば、複雑な計算も不要。株や会計知識のない者でも分かる明瞭な評価で売る側・買う側も納得の一石二鳥であると提案する。

○取締役会の意見

株式交換や自己株式取得等の株式取得対価の算定の際には、複数の株式評価方式が併用ないし折衷されるのが一般的であり、修正純資産方式だけに限定することはむしろ不適切と考えられることから、本議案のような規定を定款に定めるべきではないと考えております。

したがって、取締役会としては、本議案に反対します。

第9号議案 定款一部変更の件（不規則発言、即刻退場）

◇議案の要領

以下の条文を定款に加える。

「株主総会開催中に不規則発言をした者は即刻退場させる」

◇提案の理由

平成12年5月の定時株主総会において、社員株主の不規則発言について、まず警察へ相談。※淀川警察署の刑事さんは録音テープを何度も聞き直しても「殺す」とはハッキリ聞き取れないとしてお蔵入り。貴社に電話で問い合わせや書留で質問書を送付しても「回答しない」過過去4回に渡り株主提案の議案として挙がり、当方は段階を踏んで長期にわたり交渉継続するも改善の余地が全く無いと判断したので、不規則発言者を問答無用で即刻退場させる旨定款で定めるべきである。

※＝議事録閲覧請求の際、議事録はあるが開示義務である10年超過を理由による拒否により証拠が残っているものとしております。

○取締役会の意見

株主総会においては、議長が適切に議事を整理することで株主総会の円滑な運営を実現しており、本議案のような規定を定款に定める必要はないと考えております。

したがって、取締役会としては、本議案に反対します。

第10号議案 定款一部変更の件（株券発行）

◇提案の要領

以下の条文を定款に加える。

「当会社の発行する株式については、株券を発行するものとする」

◇提案の理由

株主コミュニティ（みずほ証券を除く）組成には、株券を発行する必要性及び、組成までの間、個人間での売買をしやすくするために提案いたします。自社株買の算定の評価書を開示していないことで、株価操縦があったことを強く疑うこともあり、株券発行会社へ戻すべきと提案する。

○取締役会の意見

平成18年の会社法施行で原則株券不発行と規定されたことに伴い、当社の第67期定時株主総会において、株券不発行への定款変更を決議いただきました。株券不発行制度は、株券盗難や紛失の防止に効果があると考えており、改めて本議案のような定款変更をする必要はないと考えております。

したがいまして、取締役会としては、本議案に反対します。

以 上

添付書類

事業報告

（令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで）

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、資源価格の高止まりや円安の影響による物価上昇が続く中、企業収益や賃金・所得環境の改善を背景に、個人消費は持ち直しの動きを見せ、景気は緩やかな回復を見せる一方、アメリカの通商政策の影響が見通せないなど先行きは不透明な状況で推移しました。

建設業界におきましては、公共投資、民間投資ともに堅調に推移し、価格転嫁交渉の進展に伴う採算性の改善が見られる一方、資材費や労務費などの建設コストは、引き続き上昇傾向にありました。

当社におきましては、「中期経営計画2025」の折り返し地点を迎え、「安全力」「品質力」「受注・営業力」「施工・技術力」「働きがい」の各重点目標達成に向けた取り組みを強化し、企業価値の向上に努めてまいりました。

中でも「安全力」につきましては計画の実効性や危険の感受性の向上に向けて安全管理規程の再編に取り組むとともに、何でも言える雰囲気づくりや現場のチームが気さくに声を掛け合える雰囲気づくりを推進してまいりました。さらに、高品質な施工の充実の他、受注の拡大として北海道新幹線工事や防衛省発注工事など新たな受注先の獲得に取り組むとともに、新規システムの開発による業務効率化、採用の強化による人財の確保に取り組みました。

当社の業績につきましては、受注高は、土木工事が575億5百万円、建築工事が596億6千7百万円、兼業事業が1億2千3百万円、合計1,172億9千7百万円（前期比6.8%減）となりました。

売上高は、土木工事が545億4千7百万円、建築工事が437億3百万円、兼業事業が1億2千3百万円、合計983億7千4百万円（前期比2.7%減）となりました。

利益につきましては、当期純利益は24億2千3百万円となりました。

当期における部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当期の受注高・売上高・繰越高(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土 木	67,258	57,505	54,547	70,216
	建 築	56,039	59,667	43,703	72,004
	計	123,298	117,173	98,250	142,221
兼業事業		—	123	123	—
合 計		123,298	117,297	98,374	142,221

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、898百万円であります。

このうち主なものは、事務所用地の購入および賃貸用建物の修繕などであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金により賄い、増資などによる資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第81期	第82期	第83期	当 期
受 注 高 (百万円)	95,532	93,026	125,820	117,297
売 上 高 (百万円)	94,469	96,836	101,117	98,374
当 期 純 利 益 (百万円)	3,375	3,275	2,848	2,423
1株当たり当期純利益(円)	359.05	348.38	303.02	257.79
総 資 産 (百万円)	95,242	101,976	93,520	97,705
純 資 産 (百万円)	63,766	67,175	70,805	73,462

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当期の営業成績につきましては、前記「(1)事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

建設業界におきましては公共投資、民間投資ともに堅調に推移しているものの、物価高に伴う建設コスト上昇や担い手不足など、業界全体を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

当社はこのような状況を経営課題として認識し、最終年度を迎える「中期経営計画2025」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。特に、当社にとっての最重要な価値観である「安全」については、安全力向上への取り組みを推進することで、「安全施工の大鉄工業」を築いてまいります。また、グループ外受注の拡大への挑戦と高品質な施工をはじめ、作業の機械化やDXの推進による生産性向上および人財の確保並びに育成により、事業環境の変化に強い持続可能な組織づくりを加速させ、社会基盤の維持・創造に貢献してまいります。

今後、お客様や社会から安心・信頼される会社として、着実に歩みを進めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 親会社および重要な子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は西日本旅客鉄道株式会社であり、同社は当社の株式を4,816,962株（持株比率51.24%）保有しております。

なお、当社と同社は、工事の請負取引等の関係があります。

②親会社との取引について

1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に当たり、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、親会社との取引についても、取締役会において議論を経て決定した内部統制システムに基づく社内規程に従って取引実施の可否を決定しており、取締役会は、当社の利益を害することはないと判断しております。

③重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ジェイアール西日本ビルト	70百万円	84.0%	建築工事の施工等

(7) 主要な事業内容

建設業法により特定建設業者（(特―6) 第2760号）として国土交通大臣の許可を受け、軌道、土木、建築工事ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（大阪府知事（10）第28832号）として免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所

本 社（大 阪 市）

土 木 支 店（大 阪 市）

大 阪 支 店（大 阪 市）

神 戸 支 店（神 戸 市）

名 古 屋 支 店（名古屋市）

四 国 支 店（高 松 市）

建 築 支 店（大 阪 市）

京 都 支 店（京 都 市）

福 知 山 支 店（福知山市）

北 陸 支 店（金 沢 市）

(9) 主要な借入先

該当ありません。

(10) 使用人の状況

使 用 人 数	1,264名
---------	--------

(注) 社員、出向および嘱託の人数を表示しております。

2. 役員に関する事項（令和7年3月31日現在）

（1）地位、氏名、担当等

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 状 況
取締役会長	荻野浩平	株式会社ジェイアール西日本ビルト 取締役 社長補佐全般 安全・企画推進本部長 土木本部長 建築本部長 線路本部長 コーポレート統括本部長、監査室担当 営業統括本部長 西日本旅客鉄道株式会社 取締役兼常務執行役員鉄道本部副本部長、鉄道本部安全推進部長、鉄道本部安全研究所長 西日本旅客鉄道株式会社 理事鉄道本部施設部長、鉄道本部構造技術室長 西日本旅客鉄道株式会社 技術理事建設工事部長 西日本旅客鉄道株式会社 鉄道本部新幹線本部新幹線施設部長 西日本旅客鉄道株式会社 取締役室長
代表取締役社長	半田真一	
代表取締役副社長	川井正	
取締役	二ノ宮正樹	
取締役	西井学	
取締役	藤田昌也	
取締役	井手寅三郎	
取締役	城田和正	
取締役	堀川誠二	
取締役	漆原健	
取締役	瀬川律文	
取締役	松尾優	
取締役	荒木弘祐	
常勤監査役	大川重弘	
常勤監査役	野中雅志	
監査役	早川泰正	
監査役	千代隆	

- （注）1. 監査役 野中雅志、千代隆の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 2. 監査役 延原隆良氏は、令和6年6月26日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

（2）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が補填されることとなります。なお、当該保険契約では、法令違反の行為であると認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 報酬等の総額

当事業年度に係る役員の報酬は、取締役17名に対し171百万円、監査役6名に対し20百万円、合計23名に対し191百万円であります。このうち社外監査役への報酬は3名に対し8百万円であります。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、令和6年6月26日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名、監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
3. 大川重弘氏は第83期定時株主総会において取締役を退任した後、監査役に就任したため、人数および報酬額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。
4. 社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は4百万円であります。

(4) 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、平成8年5月23日開催の第54期定時株主総会において、取締役報酬額は月額2,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役報酬額は月額500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は21名、監査役の員数は4名であります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、令和6年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長半田真一氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額を一任することであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(6) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	野中 雅志	当該事業年度に開催された取締役会に12回中12回、監査役会に7回中7回出席し、適宜適切に発言を行っております。
社外監査役	千代 隆	就任後に開催された取締役会に10回中10回、監査役会に5回中5回出席し、適宜適切に発言を行っております。

3. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

①発行可能株式総数	40,000,000株
②発行済株式総数	13,040,000株
	(自己株式3,638,474株を含む)
③株主数	886名

(2) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
西日本旅客鉄道株式会社	4,816,962株	51.24%
株式会社広成開発	1,073,911株	11.42%
大鉄工業社員持株会	879,073株	9.35%
東鉄工業株式会社	85,000株	0.90%
近畿共栄株式会社	77,500株	0.82%
名工建設株式会社	77,000株	0.82%
株式会社村田組	55,000株	0.59%
植田商事株式会社	44,640株	0.47%
若山公作	44,302株	0.47%
株式会社マツイコーポレーション	37,000株	0.39%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（3,638,474株）を控除して計算しております。
2. 近畿共栄株式会社が所有する株式については、会社法第308条第1項および会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しておりません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

25百万円

②会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に掲げる事項に該当すると認められる場合は、監査役会により解任いたします。また、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査役会の決定に基づき、解任または不再任について株主総会の議案として提出いたします。

5. 業務の適正を確保するために必要な体制

取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に係る事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会を社外役員出席のもと原則として毎月1回開催し、経営上重要な事項について審議するほか、業務執行状況に関して、適時適切に報告する。
- ②SR（安全革新）委員会、品質・環境委員会を原則毎月1回開催する。また企業倫理・リスク管理委員会、賞罰委員会を適宜開催する。
- ③コンプライアンスを推進するため、企業倫理・リスク管理委員会規程に基づき、企業倫理責任者、企業倫理推進者を定めるとともに、「当社（社員）の主たる遵守事項」を社員等に周知徹底し、企業倫理の確立に努める。

- ④コンプライアンスに関する社員等からの通報相談に対し、ハラスメント相談窓口および内部通報相談窓口を設置するとともに、通報相談者の保護に関して社内規程の整備等により適正に取り扱う。
- ⑤財務諸表等の作成に係る内部統制システムについて、継続的に有効性を確認し、適正に運用する。
- ⑥内部監査部門である監査室により、法令・社内規程の遵守の観点から、会社業務全般にわたる内部監査を実施する。
- ⑦反社会的勢力に対しては、担当部署等の設置および対応マニュアルの整備を行うとともに、外部の専門機関と緊密な連携を図るなど、毅然とした態度で臨み、関係を排除する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令、取締役会規則、文書取扱規程および情報セキュリティ規程等に従い、各担当部門において適切に保存および管理し、取締役および監査役が随時閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①安全理念、品質方針、環境方針を定め、安全管理規程、品質・環境マニュアルを整備している。また、その具体的取組みは、年度経営計画、年度安全衛生管理計画に織り込む。
なお、品質・環境に関するISOの認証については、第三者機関の定期的な審査を受けて有効性の確認を得る。
- ②安全、品質・環境、コンプライアンス等に係る事故・事象の情報を日々共有するとともに、社長以下が出席する会議を適宜開催し対応を検討する。
- ③現場実態を把握し業務推進を図るとともに、事故等不測の事態に備え、緊急連絡体制および事故等異常時対処要領等を整備し、迅速に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は取締役会規則、職務権限規程等の社内規程に基づき、定められた担務および意思決定ルールにより職務を効率的に執行する。
- ②経営会議を、原則として毎月2回開催し、重要な業務の執行について審議・決定する。
- ③中期経営計画および年度経営計画を策定し、その進捗状況および結果については、取締役等が確認する。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社の役員等が、子会社の取締役等に就任し、グループ経営の適正確保に努める。
- ②当社が定める関係会社運営規則に基づき、事業計画等、期末決算およびこれに付随する事項等については事前に報告を受けるほか、定期的にヒアリングを実施する。
- ③当社および子会社に企業倫理・リスク管理委員会等を設置することによりグループ全体としての適正なリスク管理に努める。
- ④子会社における企業倫理への取組状況を定期的に当社に報告を受ける。
- ⑤ＪＲ西日本グループ会社として、財務報告に係る内部統制の評価についても、連結子会社であることから、グループ会社として取組みを推進する。
- ⑥取締役の職務執行状況について、親会社へ適宜報告する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の業務補助のための使用人を監査室に配置し、使用人は、業務補助を行う場合には、監査役の指揮命令により、各部門から独立した立場で職務を遂行する。
- ②使用人の人事については、監査役の意見を尊重したうえで決定する。

(7) 監査役へ報告する体制

- ①取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、重大な事故または不祥事、法令・定款に違反する行為、当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事象は速やかに報告する。
- ②内部監査の実施状況その他監査役から要求のある事項については随時報告する。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、主要会議に出席するとともに、決裁書類等を閲覧することができる。
- ②監査計画に基づき、現地に出向いての往査等について、監査役の業務補助のための使用人が調整、連係を行う。
- ③監査役が必要に応じ会計監査人・弁護士等の外部の専門家に相談することを含め、その職務執行によって生じる費用は当社が負担する。

（9）業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要について

当社は業務の適正を確保するために必要な体制に基づき、取締役会をはじめとする会議等において、継続的に経営上のリスクを把握し対応策を検討しており、必要に応じて社内規程および業務の見直しを行うことで、整備した体制の実効性を向上させております。

企業集団においては、子会社から通期決算、事業計画および事業内容等について定期的に報告を受けるとともに、当社から役員を派遣するなどグループ経営の適正を確保しております。

また、監査役は、監査役監査や社内の重要な会議に出席し、業務執行の内容に関するリスクを監視できる体制としております。さらに、J R西日本グループ会社として、財務報告に係る内部統制の評価についても取組みを推進するほか、監査室による内部監査を定期的を実施して法令、定款および社内規程等に則り、適切に業務遂行がなされていることの検証を行っております。なお、当社はかねてより監査役を補助すべき使用人を設置し監査業務補助を行っております。併せて、従前より設置している内部通報相談窓口に加え、通報者の不利な取扱いを禁止する規程を整備することで企業集団としてのリスク情報の把握に努めております。

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	現金	流動負債	23,415,989
	452,073	工事未払金	17,003,439
完成工事未収入金	56,891,461	一 未払金	33,963
	5,443,358	未払金	337,672
完成工事支出金	18,224,707	未払金	625,467
	766,995	未払金	845,123
短期貸付金	484,246	未払金	256,941
	△289,110	未払金	24,517
その他流動資産	15,732,177	未払金	2,156,349
	8,807,551	未払金	149,723
固定資産	3,911,987	未払金	56,432
	187,617	未払金	76,048
有形固定資産	212,846	未払金	1,280,208
	4,245,580	未払金	570,101
建物・構築物	54,440	未払金	827,577
	195,079	未払金	25,912
機械・運搬器具	176,255	未払金	530,668
	176,255	未払金	115,327
工具器具・備品	6,748,371	未払金	155,667
	5,164,126	未払金	
土地	1,110,710	未払金	
	94,297	未払金	
建物	12,402	未払金	
	237,784	未払金	
無形固定資産	143,367	未払金	
	△14,317	未払金	
その他無形固定資産		未払金	
		未払金	
投資その他の資産		未払金	
		未払金	
関係会社		未払金	
		未払金	
出資		未払金	
		未払金	
長期前払費用		未払金	
		未払金	
前払金		未払金	
		未払金	
倒引当金		未払金	
		未払金	
資産合計		負債及び純資産合計	
97,705,911		97,705,911	

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高	98,250,511	98,374,496
売上高	123,984	
売上高	90,264,107	90,357,249
売上高	93,141	
売上高	7,986,404	8,017,246
売上高	30,842	
売上高		5,108,501
売上高		2,908,745
売上高	183,918	442,352
売上高	129,819	
売上高	28,797	
売上高	99,818	
売上高	9,339	19,017
売上高	9,677	
売上高		3,332,080
売上高		9,492
売上高	4,853	5,450
売上高	495	
売上高	100	3,336,122
売上高	900,000	912,531
売上高	12,531	
売上高		2,423,590

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
						配 当 平 均 積 立 金	建 物 圧 縮 積 立 金	土 地 圧 縮 積 立 金
当期首残高	1,232,000	680,000	359,657	1,039,657	257,000	157,000	15,007	115,285
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
建物圧縮積立金の取崩							△976	
土地圧縮積立金の取崩								△2,156
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計							△976	△2,156
当期末残高	1,232,000	680,000	359,657	1,039,657	257,000	157,000	14,031	113,128

	株 主 資 本						評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計				
	社 屋 増 築 積 立 金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	250,000	64,427,370	3,270,588	68,492,250	△2,072,836	68,691,072	2,114,021	70,805,093
当期変動額								
剰余金の配当			△56,409	△56,409		△56,409		△56,409
当期純利益			2,423,590	2,423,590		2,423,590		2,423,590
建物圧縮積立金の取崩			976					
土地圧縮積立金の取崩			2,156					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							290,070	290,070
当期変動額合計			2,370,314	2,367,181		2,367,181	290,070	2,657,251
当期末残高	250,000	64,427,370	5,640,902	70,859,432	△2,072,836	71,058,253	2,404,091	73,462,345

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

令和7年5月22日

大鉄工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 寛喜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大鉄工業株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引に当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月23日

大鉄工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	野 中 雅 志 ㊞
常勤監査役	大 川 重 弘 ㊞
監査役	早 川 泰 正 ㊞
社外監査役	千 代 隆 ㊞

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金	毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対してお支払いいたします。
基準日	毎年3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
同事務取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪府中央区北浜四丁目5番33号
同 取 次 所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
郵便物送付先 電話お問合せ先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号（〒168-0063） 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 （電話ご照会先） 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）
公 告 掲 載 紙	官 報 貸借対照表および損益計算書に関する情報は https://www.daitetsu.co.jp/ にて提供いたします。

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市淀川区西中島三丁目9番15号
当社 2階会議室
電話 (06) 6195-6101 (代表)



交通案内

J R : 「新大阪」駅下車徒歩約8分
地下鉄 : 「西中島南方」駅下車徒歩約3分
阪急電鉄 : 「南方」駅下車徒歩約5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。